

質問1

登録基準に意思決定機関の議決権を有する者の過半数が総合型地域スポーツクラブの所在する市区町村の住民である」とありますが、一般社団法人の社員の過半数がクラブ所在地の市町村の住民であれば問題ないとの理解で良いでしょうか？

一般社団法人の意思決定方法によります。社員一人が一個の議決権を持ち、全ての社員で構成された社員総会が、一般社団法人の重要事項等を決定する「意思決定機関」であれば、一般社団法人の社員の過半数がクラブ所在地の市町村の住民との解釈になります。

質問2

「クラブの自己評価」についてですが、例えば「クラブハウス機能の確保」にしても、学校の一角を事務所としてお借りできているだけでも御の字という状況で、実現の有無は問わず、今後の計画を立てていくことは難しいと思われれます。

「クラブの自己評価」について、「クラブハウス機能の確保」など、ハードルの高い項目も確かにあると思われれます。日本スポーツ協会としては、あくまで自己評価として記載していただければとのことでした。項目については全国一律の様式になっていることから変更は難しく、ご意見があったことについて、日本スポーツ協会にお伝えいたします。